

○国家公務員宿舎事務処理実績の報告等について

〔昭和48年6月27日〕
蔵理第2786号

改正 平成元年4月1日蔵理第1668号
令和元年7月5日財理第2378号
同2年4月24日同 第1462号
同6年4月25日同 第1286号

大蔵省理財局長から各財務局長、沖縄総合事務局長宛

国家公務員宿舎事務取扱準則(昭和34年大蔵省訓令特第6号。以下「準則」という。)第6条第3項の規定に基づく報告の取扱いについては、下記1により取り扱うこととし、準則第8条第1項により処理したものについては下記2により報告することとしたから、通知する。

なお、この通達は、昭和47年度にかかるものから適用することとし、本年度報告分については、7月15日までに報告されたい。

おつて、昭和43年12月2日付蔵理第2792号「国家公務員宿舎事務取扱準則第6条第2項に規定する設置計画変更報告等の取扱いについて」通達は、廃止する。

記

- 1 準則第6条第3項の規定により設置計画の変更の内容を報告するものについては、別紙第1号様式による。
- 2 準則第8条第1項に掲げる協議を受けて処理したものについては、別紙第2号様式による。
- 3 提出期限は、翌年度の5月31日までとする。

第1号様式

国家公務員宿舎事務取扱準則第6条第3項報告書（令和 年度）

法第4条第 項

財務局

官 署 名	当 初 計 画			変 更 要 求				財 務 局 処 理
	設置場所	設置の方法	構造・規格別 設置戸数	要求年月日	設置場所	設置の方法	構造・規格別 設置戸数	

作成要領

- 1 法第4条第1項の規定により設置すべき宿舎にかかるものと法第4条第2項第2号の規定により設置すべき宿舎にかかるものとは別業とする。
- 2 「設置の方法」欄には、国家公務員宿舎法第9条及び同法施行規則第5条に定めるところにより記載する。
- 3 「財務局処理」欄には、変更要求をそのまま認めたときは「承認」を記入し、変更要求を認めなかったとき又は修正して認めたときは、処理内容及びその理由等を具体的に記載する。

第2号様式

国家公務員宿舎事務処理実績報告書（令和 年度）

財務局

区	分	法第13条の2の規定による協議						令2条の規定による協議	令9条の規定による協議	規則第16条第3項の規定による協議	規則第16条第4項の規定による協議	合同宿舎の廃止		維持管理機関の変更			
		廃止の協議		維持管理機関の変更の協議		種類の変更の協議								合同宿舎を省庁別宿舎としたもの		省庁別宿舎を合同宿舎としたもの	
		件数	数量	件数	数量	件数	数量							件数	数量	件数	数量
法第4条 第1項関係	建物																
	土地																
	付帯施設等																
法第4条 第2項関係	建物																
	土地																
	付帯施設等																
合計	建物																
	土地																
	付帯施設等																

作成要領

- 1 財務局長権限で処理したもの及び本省の承認又は指示を得て処理したものについて記入する。
- 2 「件数」欄は、1の処理事案を1件として計上するものとするが、この場合において、建物（家屋又は家屋の部分をいう。以下同じ。）と建物以外のものを合わせて処理したものについては、建物を1件、建物以外のものを各区分ごとに（1）件として計上し、土地と付帯施設等を合わせて処理したものについては、土地を1件、付帯施設等を（1）件として計上する。
- 3 「数量」欄は、戸数を記入する。
- 4 法第13条の2の規定による協議で、維持管理機関の変更又は種類の変更に伴い、法第4条第1項の規定により設置すべき宿舎にかかるもの（以下「法第4条第1項関係」という。）と法第4条第2項第2号の規定により設置すべき宿舎にかかるもの（以下「法第4条第2項関係」という。）とが異なる場合には、変更する前の区分によつて記入する。この場合にあつては、変更した後の区分の数量欄にも（ ）外書きであわせて記入する。
- 5 「維持管理機関の変更」欄は、省庁別宿舎をもつて法第4条第1項関係と法第4条第2項関係とに区分する。